

北海道農地中間管理事業の推進に関する基本方針 一部改訂素案(骨子)

本道農業の持続的な発展を図るため、できるだけ面的にまとまりを持った形で担い手への農用地の集積を一層進めていくことが重要であり、従来からの売買に加え、貸借の仕組みも加わった農地中間管理機構の制度を有効に活用することにより、本道の力強い農業構造の実現を図る方針を定めたもの

下線が改訂部分

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標

- 担い手が利用する農用地の面積

現状:84.5%	目標:95%程度
----------	----------

2 1以外の農地中間管理事業の推進により達成しようとする農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標

- 各担い手の利用する団地の平均面積

現状:—	目標:1.5倍程度
------	-----------

(注) 農地中間管理機構が貸付を行う農業者のデータで把握する。

- 遊休農地面積

現状:4,110ha	目標:0ha
------------	--------

3 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向

- (1) 担い手への農用地の集積・集約化と耕作放棄地の発生防止・解消を進めるため、従来からの売買に加えて、貸借の仕組みも加わった農地中間管理機構を最大限活用する。
- (2) 地域において「地域計画」の策定・見直しを積極的に進めるとともに、本計画と連動して、農地中間管理機構の事業（農地中間管理事業、農地売買等事業）等を活用することにより、農用地の集積・集約化を効率的かつ効果的に推進する。

4 農地中間管理事業の実施方法

地域の実情を熟知している市町村及び農業委員会の積極的な取組が不可欠であることから、全ての市町村に、その同意を得て業務委託するとともに、農業協同組合等その他の関係団体についても、委託を進める。

5 農地中間管理事業に関する普及啓発

関係機関・団体は、地域の農業者に対し、農地中間管理事業の活用方法等について周知に努める。

6 関係機関・団体との連携及び協力

北海道、農地中間管理機構その他関係機関・団体からなる連携・協力会議を設け、農地中間管理事業の推進を図る。

改訂ポイント

人・農地プランが地域計画として法定化されたことを反映した語句修正等

人・農地プランが地域計画として法定化されたことを反映した語句修正等